

NEWS RELEASE



国土交通省

国土交通省 近畿運輸局

問い合わせ先
(所属) 自動車交通部旅客第一課
(担当) 亀井、小林
(電話) 06-6949-6445

令和5年9月13日

一般乗合バスの上限運賃の変更認可について

南海りんかんバス株式会社から令和5年7月10日付けで申請のあった上限運賃変更認可申請について、本日（令和5年9月13日）、申請どおり認可いたしました。

○南海りんかんバス株式会社の改定内容

1. 適用する路線

和歌山県北部地域（橋本市、伊都郡高野町、かつらぎ町）
及び奈良県南部地域（吉野郡野迫川村）の一般路線バス

2. 変更内容（上限運賃）

現 行	申 請	平均改定率
対キロ区間制運賃 初乗運賃 140円 基準賃率 42.80円	初乗運賃 160円 基準賃率 53.80円	19.63%

（参考）主な区間の改定後の実施運賃

	高野山駅～奥の院前	林間田園都市駅前～橋本市民病院前
改訂後	510円	350円
改定前	420円	290円

3. 実施予定年月日

令和5年10月1日

配布先：青灯クラブ、近畿電鉄記者クラブ
陸運記者会（ハイタク）、和歌山県政記者クラブ